

# 紋別港の地域的参考情報

## 1 紋別港の気象・海象の特性

- (1)特に東方向からの強風時には、風浪・うねりが港内の奥深くまで侵入するため、港内での錨泊や第一、第二、第三ふ頭での係留に影響があります。
- (2)第一、第二防波堤沖側付近での錨泊は、風浪の方向により防波堤からの反射波が発生し海象がさらに悪化することもあります。
- (3)春から夏にかけ、濃霧が発生することがあります。

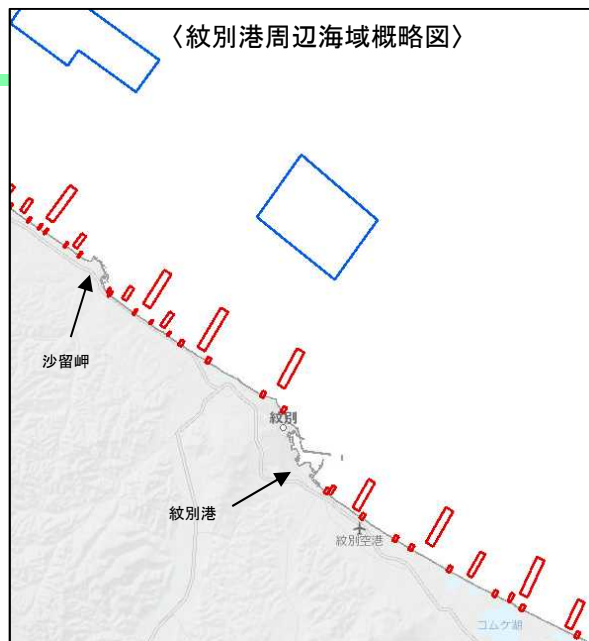
## 2 勧告基準

区分	基準	実施事項
第一体制	(台風) ・気象庁が発表する台風情報において、紋別地方に台風の暴風域が12時間以内に到達すると予想される場合。  (低気圧) ・紋別地方に暴風(雪)警報が発表され、当該地方の陸上部において平均風速が25m/s未満と予想される場合。	1 在港船舶は荒天準備を行い、必要に応じて乗組員の待機、機関の準備等速やかに避難できる態勢を整えること。 2 保船困難が予想される場合は、余裕のある時に岸壁を離れ安全な海域へ避難すること。 3 錨泊船は船橋当直を厳重に行い、走錨防止対策をとること。
第二体制	(台風) ・気象庁が発表する台風情報において、紋別地方に台風の暴風域が6時間以内に到達すると予想される場合。  (低気圧) ・紋別地方に暴風(雪)警報が発表され、当該地方の陸上部において平均風速が25m/s以上と予想される場合。	1 タグボートの支援等を必要とする大型船は、港外へ避難すること。 2 上記1以外の船舶は、安全な海域へ避難又は係留を強化し保船に万全を期すこと。 3 陸揚げ固縛が可能な船舶は、同措置を行い厳重な管理体制を執ること。 4 錨泊船は、走錨防止対策を確認し厳重な警戒を行い、必要に応じて安全な海域に避難すること。
第一体制 第二体制 (港内結氷時)	(第一体制) ・紋別地方に暴風(雪)警報が発表され、当該地方の陸上部において平均風速が25m/s未満と予想される場合。 (第二体制) ・紋別地方に暴風(雪)警報が発表され、当該地方の陸上部において平均風速が25m/s以上と予想される場合。	無理な運行をせず、状況に合わせた荒天対策を行い、厳重に保船すること。

## 3 付近海域の特徴 (右図参照)

紋別港の港域の近傍には時期により定置網が設置されています。また沖合には、ほたて中間育成施設がありますので、事前に位置を確認のうえ注意が必要です。

- (1) 定置網:毎年9月から11月末まで …
- (2) ほたて中間育成施設:周年……………



**緊急連絡先**  
**紋別海上保安部**

TEL: 0158-27-5250



各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。